

旭川市報道依頼

各報道機関 様

|     |                                          |
|-----|------------------------------------------|
| 発表日 | 令和4年11月 1日                               |
| 発信課 | 福祉保険課福祉保険係（福祉灯油担当）                       |
| 担当者 | 佐藤 哲也                                    |
| 連絡先 | 電 話 0166-25-6312                         |
|     | FAX 0166-24-7008                         |
|     | E-mail fukushihoken@city.asahikawa.lg.jp |

|                               |                                                                                                                           |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 分 類                           | イベント・行事    募集    契約・入札    会議・説明会 <div>その他</div><br>(該当する分類を囲むこと。)                                                         |
| 日 程                           | 令和4年11月7日 ～令和5年2月28日                                                                                                      |
| 発表項目<br>(行事名)                 | 令和4年度旭川市福祉灯油・物価高騰対策給付金事業申請の受付開始について                                                                                       |
| 概 要<br>(趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。) | 令和4年度旭川市福祉灯油・物価高騰対策給付金事業の申請受付を開始いたしますので、報道方よりお願いいたします。<br><br>詳細については別紙のとおりです。                                            |
| 添付資料                          | <div>有</div> ・ 無<br><br>概要    (趣旨・受付期間・場所等)<br><br>(有・無のいずれかを囲むこと。)<br>※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。 |
| 報道（取材）に当たってのお願い               |                                                                                                                           |
| 備 考                           | 令和4年11月4日の議決後にお願いします。                                                                                                     |

## 令和4年度旭川市福祉灯油・物価高騰対策給付金事業について

旭川市では原油価格の高騰、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し「令和4年度旭川市福祉灯油・物価高騰対策給付金」の申請を受け付けます。

### 対象世帯

旭川市に住民登録がある非課税世帯であって次1～4のいずれかに該当する世帯。

- 1 高齢者世帯  
令和4年度内に満70歳以上（昭和28年4月1日以前生まれ）になる方がいる世帯
- 2 障がい者世帯  
身体障害者手帳（1級または2級）、療育手帳（A判定）、精神障害者保健福祉手帳（1級）のいずれかの交付を受けている方がいる世帯
- 3 ひとり親世帯  
旭川市ひとり親家庭等医療費助成の対象となっている世帯
- 4 生活保護受給世帯  
生活保護を受けている世帯

### 申請・支給方法

#### （1）通知書による支給

本給付金の実施に当たり、より速やかな支給を行うため特定公的給付金の指定申請を予定しており、その指定により振込先情報を把握できた世帯で、対象となる可能性の高い世帯に対しては、令和4年12月初旬に通知書を発送します。

通知書の送付日から1週間の間に辞退の表示がない場合、贈与契約が成立したと見なし、12月下旬に市が把握している口座に支給します。

#### （2）確認書による申請

旭川市が振込先情報を把握できない世帯で、対象となる可能性の高い世帯に対しては、旭川市から令和4年12月初旬に確認書を発送します。振込先情報等を記載の上、返送ください。

#### （3）申請書のダウンロード等による申請

特段の事情により給付をお急ぎの世帯は、市のHPからのダウンロード、オンライン又は窓口申請に対応いたします。

### 申請受付期間

令和4年11月7日（月）から令和5年2月28日（火）まで（当日消印有効）

確認書及び申請書の提出については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からできる限り郵送でお願いいたします。

問合せ先

旭川市福祉保険部福祉保険課福祉保険係（福祉灯油担当）

旭川市5条通9丁目左1号 ベストアメニティビル旭川ビル1階

電話番号については後日、専用ダイヤルを設置予定です。確定次第、広報等で周知させていただきます。

それまでの期間は福祉保険部福祉保険課福祉保険係0166-25-6312にお問合せください。

対応時間

8時45分から17時15分まで（土日祝日、12／30～1／4を除く平日。）